

福島県における六道銭の習俗

—まほろん収蔵の出土銭貨から—

大山 孝正

要 旨

六道銭とは死者とともに埋納される銭貨である。あの世への路銀、三途の川の渡し賃などと言われ、六文銭とも称される。火葬が普及した現在はほとんど残っていないが、土葬が一般的であった時代にはほぼ全国で見られた習俗であり、民俗学における調査事例も豊富に存在する。考古学では、中・近世の墓坑から6枚1セットで出土する銭貨を指して六道銭と見なすことが多いが、墳墓に銭貨を埋納する習俗は古代から存在し、墓坑への銭貨埋納の目的も一律に評価できないため、六道銭の用語を無造作に用いることに対して慎重な見解も出されている。本稿では、まほろん収蔵の銭貨について、中・近世の墓坑から出土した六道銭と見られる事例を整理し、現代にも残る六文銭の習俗との繋がり、関係性等について考察する。

キーワード

六道銭 出土銭貨 民俗事例 六文銭 死生観・他界観

1 はじめに

六道銭は死者とともに棺桶に入れられる銭貨である。一般には「文銭」(寛永通宝等)を6枚1セットで納めることから六文銭と称される^{註1}。この習俗は土葬の行われた時代にはほぼ全国的に見られたが、火葬が普及した現代では、棺に硬貨を入れること自体が禁止されている^{註2}ために、代わりに紙で作られた六文銭で代用されることが多い。寛永通宝6枚を上下2列に並べた図案が印刷されたものが多いが、地方によっては葬儀業者が木製の文銭6枚を準備する場合もある。いずれにしても土葬時代の名残であり、今日は一部を除いてほぼ忘れ去られた過去の葬送習俗の一つとなっている。

六道銭の習俗をめぐっては、死者があの世に旅立つ際の路銀であるとか、「三途の川の渡し賃」などの説明がなされる。6枚1セットである理由は、仏教で説かれる六道(地獄道・餓鬼道・畜生道・修羅道・人道・天道)の思想と深く関わっている。六道は衆生がその業(ごう)の結果として輪廻転生する6種の世界(あるいは境涯)を言い、日本では浄土思想や地蔵信仰との習合の結果、死後に六道を巡りながら極楽浄土へ往生するまでの旅路を、六体の地蔵が見守るなどと説かれた。墓地の入口や道辻等で見られる六地蔵もそうした信仰の名残である。いつしか6という数字には死者にまつわる特別な意味が付され、死路の旅賃とか「三途の川の渡し賃」などの解釈が

付加されたものが、今日の六文銭の習俗に繋がっている。

この習俗は日本では中世末から近世初頭にかけて、民間仏教が台頭し、庶民の葬墓制に深く関わるようになり、その思想が死者の扱いや弔い方にも大きく影響した結果、次第に全国に広まったものと考えられる。全国各地で行われる遺跡発掘調査では、中・近世の墓坑から出土する銭貨について、多くの場合に六道銭とみなされているが、墓坑から見つかる銭貨がすべて六道銭というわけではない。遺骸とともに土中に銭貨を納める習俗は、古代からその存在が確認され、銭貨それ自体が持つ呪力への信仰を背景に、死者を邪気から守ろうとする結界の意味



写真1 三途の川 (土佐光信画『十王図』から、室町時代、京都・浄福寺蔵)

で、銭貨が配置されたり、土公神(土地の神)に墓地を借りる代償として埋納したことも知られる^{註3}。このように葬墓制で用いられた銭貨の意味合いは時代とともに変化し、またその様態も地域によって少しずつ異なる。墓坑から検出される銭貨を六道銭と認定する際は、こうした出土銭貨の本来の意味合いや様態の差異などを可能な限り丁寧に見極める必要がある。

一方で、火葬が一般化した今日では急速に失われているとは言え、比較的近年まで全国的に採集されていた習俗であり、これまでに民俗学的な調査研究の蓄積も相当にある。福島県内でも、頭陀袋に六文銭や米などを入れて死者の首にかけて入棺するとか、煙管や簪などの副葬品も併せて入れるなどの多くの記録がある。また、六道銭(六文銭)の意味合いについても「三途の川の渡し賃」といった一般的な解釈にその地域独自の伝承が付随していることもある。このように、この習俗の通時的なとらえ方には、民俗学的な調査研究の成果と遺跡発掘等による成果を合わせて見る必要がある。



写真2 「まほろん収蔵の銭貨」展示風景



写真3 六道銭の出土状況 (早稲田古墳群)

筆者は、令和2年度に福島県文化財センター白河館(以下、まほろん)の常設展示で開催した「まほろん収蔵の銭貨」(写真2)の展示準備のため、福島県内の遺跡発掘調査で出土し、現在はまほろんで収蔵保管されている銭貨について調査した。劣化の激しいものを除けば、銭貨の多くは文字の判読が可能で、鋳造された時期や、渡来銭か国産銭かといった区分けが可能である。一般に出土銭貨はその出土状況等から、墓坑に遺骸とともに埋納された六道銭が多いが、まほろんに収蔵される銭貨も、遺跡発掘調査報告書で墓坑と見られる中世末以降の土坑から6枚セットで出土した事実関係が報告されるものについては、一部には報告内容が判然としない事例もあったが、総じてほぼ六道銭と断定してよいものである。

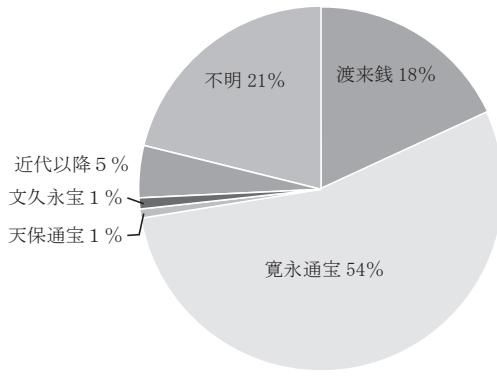
本稿では、まほろん収蔵の銭貨のうち、報告書等から知りえる情報を精査し、埋葬方法や副葬品などの要素も加味しつつ、六道銭が出土した県内の墓坑に関する情報を整理した。また、県内の主な市町村史民俗編等の記述をもとに、近年まで行われてきた六文銭の習俗と照らし合わせて、中・近世の葬送習俗のあり様とその背後にあった死生観の変化などについて、六道銭(六文銭)を中心に検討した。

2 まほろん収蔵の出土銭貨と六道銭

(1) まほろん収蔵の出土銭貨の概要

福島県教育委員会による遺跡の発掘調査で出土した遺物のうち、銭貨を含む金属製品は原則として脱塩等の防錆処理の終了したもののみ、まほろんに移管され、収蔵してきた。2019年度からは木製品・金属製品等の遺物の保存処理がまほろんの業務に加わり、未処理の金属製品もまほろんの収蔵資料に加えられることとなった。そのため、福島県教育委員会所管による遺跡発掘調査で出土した銭貨のうち、整理作業の終わったものは、現在すべてまほろんに移管され、収蔵されていることになる。

2019年度末現在、まほろん収蔵の銭貨は約2400点に上る。これには、劣化が激しく文字の判読が不可能なものや、一部しか判読できず種類を特定できないものもあるが、種類の同定が可能なものが大半を占めている。その内訳を第1図に示したが、中世から近世初頭まで日本で流通する銭貨の大半を



第1図 まほろん収蔵の銭貨の種別内訳

占めていた宋銭・明銭などの渡来銭が、全体の約18%あり、江戸幕府によって寛永13年(1636年)以降に鋳造された寛永通宝が約54%に上る。また、幕末に鋳造された天保通宝、文久永宝がそれぞれ約1%、近代以降に鋳造された貨幣が約5%である。

本稿の執筆にあたって、六道銭とみなしえる出土例、すなわち明らかに墓坑とみなせる土坑から出土した銭貨が、およそどのくらいあるかを調べた。ただし、報告書に未掲載の銭貨も多数あり、すべての銭貨の出土状況について確認はできなかったが、明らかに中・近世の墓坑とみられる土坑から出土したもので、その状況等から、死体の納棺時に一緒に入れられたか、もしくは埋葬時に墓坑中に入れられた可能性の高い出土銭貨が、まほろん収蔵の銭貨のおよそ2割強に上ることが分かった。ただし、遺構外や溝跡・住居跡などから出土した銭貨でも、墓坑に近接した場所から出土したものや、後世の攪乱等

で場所が移動した可能性を否定できない例もあるため、六道銭である可能性のある銭貨は、実際にはそれ以上存在すると考えられる。

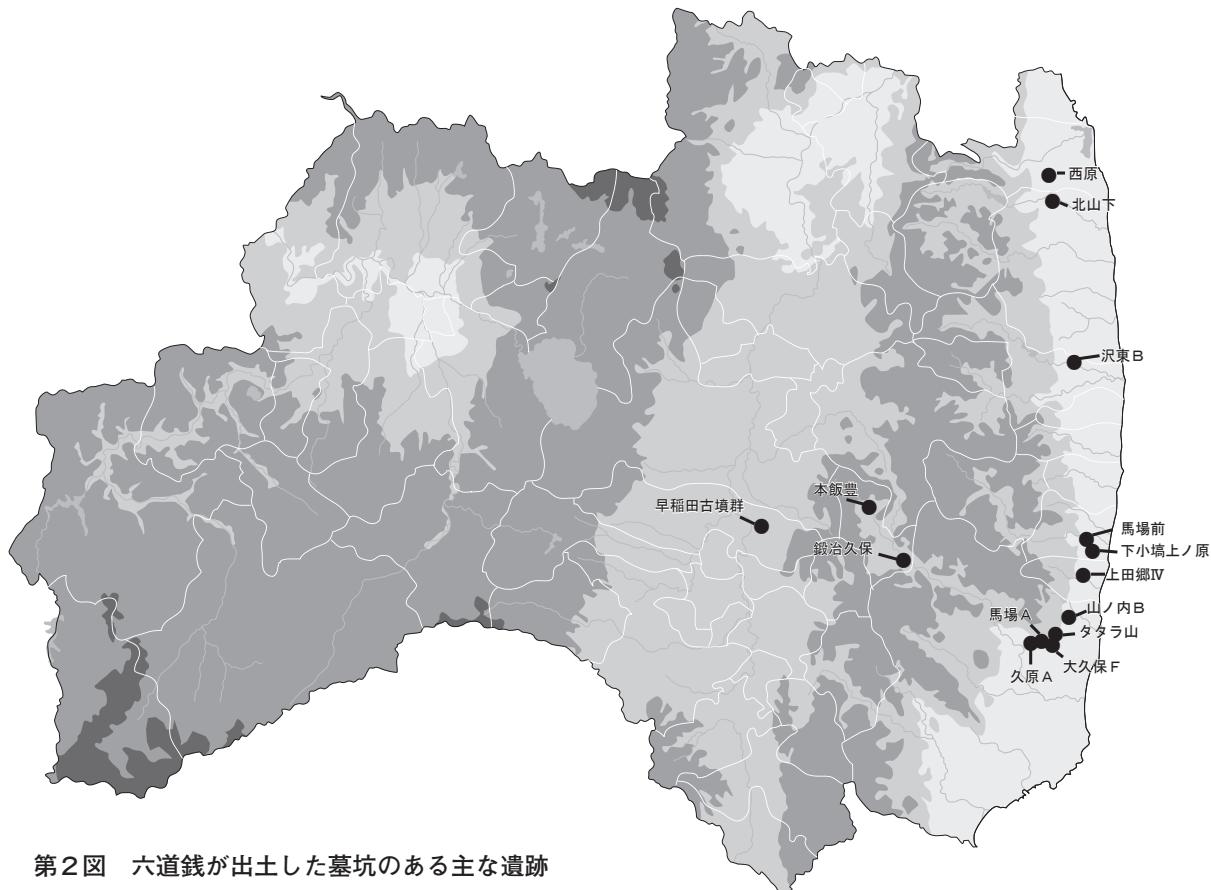
(2) 六道銭とその他の副葬品

表1で、六道銭とみられる銭貨が出土した主な福島県内の遺跡を示し、第2図でその分布を示した。銭貨の種類別では、開元通宝や永楽通宝等の渡来銭もいくつか見られるが、大半は寛永通宝等の近世以降の銭貨である。このことから、福島県域でも六道銭の習俗は渡来銭が流通していた中世末期から広がり、江戸時代を通じて継続して見られた習俗であったことがうかがえる。

また、銭貨以外の副葬品として、煙管、数珠玉、漆椀、簪、鏡、火打金、刀子などが挙げられる。特に出土例が多いのは煙管だが、副葬品としての煙管は、民俗例でもしばしば見られ、特に被葬者が男性の場合に、死者の旅路で持たせる必要品として江戸時代から広く採用されていたと考えられる。数珠玉は、死者の手に持たせたものであり、漆椀は五穀などを入れて死者に供えたか、あるいは手に持たせたものであろう。簪や鏡は、被葬者が女性の場合で、男性の煙管に対応した位置づけにあり、女性の納棺時に副葬品とする定番だったと言えよう。火打金や刀子はやや意味合いが異なり、死体に惡靈が寄り付かないようにする魔除けの意味である。今日も枕元や棺桶の上に「守り刀」といって包丁等を添える民俗例が知られている。

表1 六道銭の出土報告例のある福島県内の主な遺跡

No	市町村名	遺跡名	六道銭が出土した土坑の数	時期	銭貨の種類	銭貨以外の副葬品	特記事項	出典
1	須賀川市	早稲田古墳群	18基	中世末～近世	寛永通宝(新寛永・古寛永)・宋銭・明銭	煙管・漆椀・鉄鍋・真珠玉・ガラス製数珠玉		母畠地区遺跡発掘調査報告書
2	小野町	鍛冶久保遺跡	6基	江戸時代中期	寛永通宝	煙管・川原石	屋敷墓か	東北横断自動車道23
3	小野町	本飯農遺跡	21基	江戸時代前期～後期	寛永通宝(新寛永・古寛永)	煙管・漆椀・陶質人形・燈明皿	木棺の外にも寛永通宝が置かれ、何らかの葬送儀礼が行われた形跡(II区SK22)	東北横断自動車道27
4	相馬市	西原遺跡	1基	江戸時代	寛永通宝	銅鏡・簪	1件の墓坑から寛永通宝80枚以上出土(SK62)	常磐自動車道64
5	南相馬市	北山下遺跡	1基	18C後半	寛永通宝	香炉・椀・数珠・鉄製品(刀子か)・河原石		常磐自動車道47
6	浪江町	沢東B遺跡	1基	18C	寛永通宝	かわらけ・煙管・木製品(小破片)		常磐自動車道49
7	楢葉町	馬場前遺跡	8基	中世末～近世末	永楽通宝・寛永通宝	煙管	意図的に打ち割られた形跡のある陶器片(SK92)	常磐自動車道34・25
8	楢葉町	下小塙上ノ原遺跡	1基	17C後半以降	寛永通宝		屋敷墓か	常磐自動車道20
9	広野町	上田郷IV遺跡	1基	17C後半	寛永通宝	煙管(遺構外)		常磐自動車道18
10	いわき市	馬場A遺跡	2基	近世初期	永楽通宝			常磐自動車道4
11	いわき市	久原A遺跡	2基	18C以降	寛永通宝	煙管	再葬の可能性	常磐自動車道4
12	いわき市	タカラ山遺跡	1基	江戸時代前期	寛永通宝	煙管(雁首)・火打金		常磐自動車道4
13	いわき市	大久保F遺跡	1基	近世	寛永通宝	煙管・漆器		常磐自動車道8



第2図 六道銭が出土した墓坑のある主な遺跡

(3) 出土銭貨の種類と埋葬法

出土銭貨は遺跡発掘で検出される遺構の帰属時期を特定する上で有効な資料の一つである。特に寛永通宝は、寛永13年(1636年)に初鑄され、日本の江戸時代を通じて広く流通したが、少なくともこれが出土すれば、その遺構が近世以降のものとみなせる。また、鋳造された時期や場所によって多くの種類があり、その特徴からさらに細かく時期を特定できることも知られている。大きくは、最初期に鋳造された「古寛永」と、寛文年間(1661～1673)頃から鋳造された「新寛永」に区分され、後者は裏に「文」の字があることから「文銭」とも呼ばれる。

寛永通宝が江戸幕府により発行され流通するようになるまで、国内では宋銭・明銭などの渡来銭が広く流通していたが、渡来銭がほぼ駆逐され、流通貨幣の純国産化が実現するのは寛文年間頃といわれる。そのため、表1で示したように県内で六道銭とみられる銭貨が出土した墓坑でも渡来銭が出土している例では、その時期を中世末から近世初頭まで幅を持たせて判断せざるを得ない場合がある。

人骨が残っている墓坑では、当時の埋葬方法がある程度分かるものもある。県内の近世の墓坑では座

位屈葬と仰臥屈葬が多くみられ、明らかに伸展葬とみられる事例はない。また、鉄釘の出土例も多く、墓坑の形態から木製の棺に納められていたとみられる事例が多い。

(4) 早稲田古墳群における墓坑群及び六道銭の出土事例から

表1でも示したように、まほろん収蔵の出土銭貨のうち、六道銭とみられる出土例がもっとも多い遺跡の一つが須賀川市の早稲田古墳群である。第3図に示したように、同遺跡からは19基の古墳とともに、これを破壊するように掘り込まれた多数の土坑が検出され、その数は305基に上る。その大半は人骨や副葬品などの遺存から、墓坑である可能性が高く、この場所は中世から近世にかけて共同墓地であったと考えられる^{註4}。

このうち、六道銭とみられる銭貨が出土している土坑は、表2に示したように、計18基である(ただし、第14号土坑は人骨のほか古銭が出土したが、整理作業中に失われて詳細は不明である)。銭貨は渡来銭と寛永通宝を合わせて23種、総計119枚あり、その内訳は渡来銭が72枚、寛永通宝が47枚で、全体の6割強が渡来銭ということになる。墓坑

別にみていくと、出土する銭貨の枚数は、第110・118・148・194・282・319・333号土坑では6枚であるが、他は第1・43・122・162・163号土坑で1枚のみ、第98号土坑で3枚、第131号土坑で5枚である。逆に、第21号土坑で17枚、第46号土坑では最も多い21枚となっている。このように一つの墓坑から出土した銭貨の枚数にはかなりの幅がある。

六道銭とみられる出土銭貨の枚数が6枚に満たない事例は早稲田古墳群以外にも多く存在する。先述したように墓坑と見られる土坑付近や遺構外から出土する銭貨で、六道銭の一部であった可能性を否定できない事例もあり、当初から遺体とともに埋納された銭貨が「6枚に満たない」数だったと証明することは容易ではない。しかし、死者に持たせる銭貨が、今日の我々が一般に認識するような六道銭(六文銭)として、当時の人々によって意識されていたかどうかを含めて、必ずしも「6枚」であることに特別な意味付けや説明がなされていなかった可能性もまた否定できないのである。逆に言えば、20枚を超える枚数であっても、死者に持たせる銭貨として何らかの意味付けがなされていたわけである。また、人骨が遺存しても銭貨が出土していない土坑も

多く、この共同墓地が営まれた時期には、一貫して銭貨の埋納が行われていたわけではないとも考えられる。

報告書の考察では「これら墓坑群は副葬品・形態等から、為政者ではない一般民衆の墳墓群として把握されるものである。特に、中世墓坑としては一般民衆の墓坑として貴重なものであるが、これら共同墓地という墓坑の形態は、荘園体制を基盤とする中世的経済体制が社会的には惣領制の解体の内で、一経済的には貨幣経済の浸透という姿をもって崩壊し、一般村落も荘園村落から共同体村落(惣村の村落)へ変化していく中で、墓地も共同体を反映したような形に転化してきたと推定される」としている(大河1982 168頁)。

ここで述べられるような中世的な惣領制の解体や、近世的な共同体村落への変化、あるいは貨幣経済の浸透といった文脈から考えると、一般民衆のレベルでも、そうした社会経済的変化が死者の埋葬法のあり方にも大きな変化を促し、死者とともに銭貨を埋納する思考が生み出されていったのではなかろうか。さらに言えば、江戸時代に確立した檀家制度を通して、六道思想や地蔵信仰などの仏教の教義

表2 早稲田古墳群における六道銭が出土した土坑

No	遺構名	出土銭貨(枚数)	人骨の有無	その他の副葬品	備考
1	SK01	天禧通宝(1)	無		近くから青銅製品(煙管か)
2	SK14	(詳細不明)	有		整理作業中に消失
3	SK21	太平通宝(1)・天聖通宝(1)・皇宋通宝(4)・治平元宝(2)・熙寧元宝(1)・元祐通宝(1)・紹聖元宝(1)・大觀通宝(1)・政和通宝(1)・洪武通宝(1)・永樂通宝(3)	無		17枚の宋・明銭が散在して出土
4	SK43	元祐通宝(1)	無		SK21より新しい
5	SK46	開元通宝(1)・宋元通宝(1)・景德元宝(1)・天禧通宝(1)・明道元宝(1)・皇宋通宝(4)・嘉祐元宝(1)・熙寧元宝(4)・元豐通宝(1)・元祐通宝(1)・元符通宝(1)・大觀通宝(1)・政和通宝(3)	無		21銭の宋・明銭が出土。凝灰岩割石の集中部あり。
6	SK98	寛永通宝(3)	有	漆椀	北枕の横臥屈葬、壮年か熟年の男性
7	SK110	寛永通宝(6)	有		合掌した手骨の中に寛永通宝
8	SK118	寛永通宝(6)	有	鉄鍋、真珠玉	鉄鍋を頭に被る、合掌、北枕の仰臥屈葬。壮年の男性。
9	SK122	治平元宝(1)	無		
10	SK131	開元通宝(1)・皇宋通宝(1)・熙寧元宝(1)・元豐通宝(1)・不明(1)	無		凝灰岩割石2個出土
11	SK135	開元通宝(1)・景德元宝(1)・祥符元宝(1)・天聖元宝(1)・皇宋通宝(4)・至和元宝(1)・熙寧元宝(2)・元豐通宝(1)・元祐通宝(5)・紹聖元宝(1)・政和通宝(1)・宣和通宝(1)	無		凝灰岩割石1個出土
12	SK148	永樂通宝(1)・寛永通宝(5)	有	ガラス製数珠玉	北枕の座位屈葬、被葬者は老年の小柄な男性
13	SK162	天聖元宝(1)	無		
14	SK163	元豐通宝(1)	無		
15	SK194	寛永通宝(6)	有		歯冠の一部のみ
16	SK282	寛永通宝(6)	有	漆椀・煙管	北枕の横臥あるいは仰臥屈葬。被葬者は男性
17	SK319	寛永通宝(6)	有	漆椀	被葬者は壮年か熟年の男性
18	SK333	寛永通宝(6)	有	煙管	被葬者は青年女性



第3図 須賀川市早稲田古墳群における墓坑分布図

も共有されるようになり、「三途の川」のように具体的なイメージを伴いながら、次第に民衆の死生観が形作られていったとも言えよう。早稲田古墳群の中・近世の墓坑と六道銭の事例からは、こうした死生観の変化とともに葬墓制のあり方も変化していく過渡期の様相を読み取ることも可能であろう。

3 六道銭をめぐる近年の研究動向

民俗学では、葬送習俗の全国的な調査の蓄積において、六道銭(六文銭)に関する記録・記述は早くからなされているが、ここでは出土銭貨としての六道銭を資料としてどう評価するかという観点から、考古学における近年の研究動向を紹介しておきたい。

出土銭貨をめぐる考古学的研究としては、鈴木公雄(鈴木1999・2002)や栄原永遠男(栄原1992・1993・2011)によるものが良く知られているが、六道銭という言葉も、特に墓坑から6枚セットで出土する銭貨を取り扱う際の作業用語として、早くから用いられてきた。しかし、先述したように仏教の六道思想や地蔵信仰などの影響で六道銭(六文銭)の習俗が広まる以前から、日本では墳墓に銭貨が埋納さ

れていたことが広く知られており、墓坑から6枚セットで出土する銭貨を六道銭と認定することには慎重であらねばならない。

中近世の葬墓制における銭貨埋納の習俗について、その目的を明らかにする観点から、はじめて体系的に整理して論じられるようになったのは、2006年6月10日に千葉商科大学で開催された出土銭貨研究会によるミニシンポ「中近世の葬墓制と六道銭」においてであろう。このミニシンポをきっかけに編纂・刊行された『六道銭の考古学』(谷川ほか2009)では、いくつかの論考で、従来の研究ではとかく「墓坑から6枚セットで出土する銭貨=六道銭」とされがちであった出土銭貨の捉え方を、葬儀礼における銭貨埋納の目的に即して改めて分類・整理し、さらに民俗例とも照らし合わせて、習俗としての六道銭の意義を明らかにすることも試みられている。

例えば、小林義孝は、「葬墓制における銭貨の活用は、中世後期から現代まで連綿と続いている」と述べて、葬墓制に関する民俗資料の活用を模索し、その一つとして文化庁が編集した『日本民俗地図』

の活用を試みている(小林2009)。これは、1962～64年に都道府県が国家補助事業として実施した民俗緊急調査の資料を整理・分析したものだが^{註5}、ここから香典など経済的性格が強い事例を除いた事例を、①墓に納入する銭貨、②墓穴を掘るときの銭貨、③野辺の送りの過程で花籠から銭貨を撒く、④葬送の過程で銭貨を撒く、⑤葬列の、死者のあの世への道しるべ、⑥境界に銭貨を置く、の6種類の性格に分類できるとして、詳しい分析を試みている。ここではその詳細は省くが、考古学の立場から六道銭を含めた銭貨の活用の実態を、具体的な民俗資料を通して分析することで、その目的・意味を再検討する試みであり高く評価できるものである。

4 福島県内に伝わる六道銭の習俗

入棺の際に「死路の旅賃」「三途の川の渡し賃」といった説明とともに頭陀袋に入れて死者の首にかける六道銭(六文銭)の習俗は、土葬の行われた時代にはほぼ全国的なものだった。

しかし、六道銭(六文銭)自体はそもそも副葬品の一つに過ぎない。各地の民俗誌等で記述される内容をみても、死者の首にかける頭陀袋に入れられるものは、六道銭(六文銭)のほかにも、米、大麦、小麦、大豆、小豆といった五穀や故人の愛用品、また、男性の場合は、煙草や煙管、女性の場合は、ハサミや針などの手回り品といったように、実に多様である。

そもそも、死者に何を持たせるかは「あの世」もしくは「あの世」に至る旅程をどうイメージするかという、死者を送る生者の側の死生観が反映されたものである。また、死者と生者との関係性、言葉なれば、現実の「死」と向き合う遺族の心の様相とともに関わっている。六道銭(六文銭)の問題を、定型化された習俗として捉えるためには、そこに一定の傾向性を抽出し得るかどうかが重要ではあるが、死生観という人々の思考様式や価値観などの心の様相を反映するものである以上、単に定型化した習俗として一律に論じるだけでは不十分であろう。多くの事例から共通項を見出すことで、地域的な広がりと通時的な継続性を有する習俗としての姿を浮かび上がらせるとともに、個々の事例に即して、当事者の死生観や、死者と生者との関係性といったことが、この習俗にどのように反映されているかを読み解く努力

も求められるのではないか。

ここでは、福島県内の民俗事例として、六文銭がどのように報告されているかを概括しておく。

まず、『福島県史』では、葬送に関する節の中で、次のように記述される(福島県編1967)。

入棺の際死者の首にかけてやる頭陀袋も一般的であるが、中に入れる品物は地方によって違う。会津ではこの袋の中に六文銭と白米を入れるが、六文銭とは、紙に一文の穴あき銭に墨を付けてあとを押し付けて六文にして入れている。女のときははさみ・はりなど手まわり品を入れたり、しみ餅のような非常食を入れて送つたりするならわしが多い。また入棺に従った人は穴掘りと同じく特別の飲食を必要としたものらしい。

また、別項には次のようにも記述される。

死者には姉さんかぶりのように手ぬぐいをかぶせる。旅をするのに軽く歩けるようにわらじ・白足袋・手さし・きやはんをはかせ、うつぎの杖を持たせる。足袋のかかとは少し破つてはかせる。その他六文銭・死後の食い扶持としての一杯袋(頭陀袋)を持たせる。木綿で三角形に縫ったもので五穀を炒ったものを入れておく。死者には生前の着物を着せるが、膚じゅばんは年寄りが集まって仕立てる。経かたびらは紙製のものを入れる。納棺がすむと床の前の正座に移し、入棺に使ったものは七日間ぐらい物置に入れて、使わない。

ここでは「会津では」と断っているが、六文銭はすでに実物の貨幣ではない。土葬から火葬への変化の中で六文銭が実物の貨幣から代用の紙に置き換わっていく過程があったと思われるが、そこまで言及されていない。一方、六文銭とともに頭陀袋に入れるものとして挙げられるのが、米、しみ餅などで、これらは「死後の食い扶持」あるいは「非常食」とされる。その他、「女のときははさみ・はりなど手まわり品」「生前の着物を着せる」といったように、死者のあの世での「暮らし」を具体的に想定した物品が副葬品として納められることが示唆される。

その他、県内の市町村史民俗編からは、葬送に関する節や項で死者の納棺時に一緒に入れられる副葬品の記述を拾える。紙数の関係ですべてを引用でき

表3 福島県内の主な市町村史民俗編等における六文銭及び入棺に関する記述

書誌名	記述の抜粋・要点(頁)
『桑折町史3 各論編 民俗・旧町村沿革』(1991年)	死人を棺に納めることを「入棺(にっかん)」という、納棺という名もある。(中略)死体を洗ったあと、頭髪をかみそりで剃った。ここまでのことを「湯灌」という所もある。(中略)次に死人に、さきに縫つてある「いしおう」を着せる。この時、白衣を着せ、帯をしめ、手甲・脚絆・たび・わらじなど旅仕度をするのだという。この時「頭陀袋」には銭六文を入れる。六文銭と書いたものや、一文銭を判にしたものなどがある。また、米・味噌・塩・茶・針糸など長い旅立ちに不自由のないようにと入れてやる。このほか「うつぎの杖」をつかせてやる。その上、死者の好物とか、最も身近に大切にしたものなどを添えてやる。(p.356～357)
『二本松市史8 民俗(各論編1)』(1986年)	納棺の方法など「ニッカン」というところが多い。タライにまず水を入れ、これにお湯をそいで温かくし、近親者が故人の体を洗う。行衣を着せ、頭を白い布で覆つて笠を被せ、「手甲」、「きゃはん」をつけて「わらじ」をはかせ、手を組ませて納棺する。六文銭と五穀(米、大麦、小麦、大豆、小豆)を煎つて入れた「ずだ袋」と杖も添える。(p.533)
『表郷村史 第三巻 民俗編』(2008年)	死者には一番良い着物を着せた上に、既製品の紙の白装束を着せることが多いが、昭和四十年代頃までは晒木綿で作った。作るのにも作法があり、近親の女性が晒木綿一反を引つ張り合つて縫う。物差しを使わず、切る場合も鉄を使わないので手で裂く。返し針をせずに糸尻も止めない。死者が男の場合はジバンと褲、女性は羽織と腰巻で、手にはテサシ(手甲)を付けて数珠を持たせ、脚絆を付けて、コハゼを取った足袋を左右逆に履かせて草鞋履きにする。草鞋の紐は綴結びにする。着物も左前にして着せ、帯もたて結びにする。額には延紙で作った三角を付け、杖と「五穀袋」と称する晒木綿の袋には、白米一握りを入れたり、五穀を入れる地区もある。また日頃愛用していた煙草や眼鏡、櫛などの品物を納め、手形と六文銭を添える。六文銭は六道の通行銭だといわれる。葬儀屋が閑与するようになると、死者に着せる装束や持ち物も紙製品のものや出来合いのものに変わつた。(p.339)
『只見町史 第3巻 民俗編』(1993年)	死者が身につける着物のほか一切を縫う役には、血のつながりのない隣組や友人の年長者を頼む。人数は特に決まっておらず、三人ないし六人程度である。作るものは、フンドシ(男)・腰巻(女)・手甲・脚絆・カンムリ・白足袋・ズダ(頭陀)袋・位牌袋などがある。ズダ袋には、五穀(玄米・ヒエ・アワ・ソバ・ムギ、または米・アワ・ヒエ・アズキ・ダイズ、あるいはヒエ・アワ・ソバ・ムギ・ゴマ)、六地蔵のダンゴ六個・六文銭を入れる。位牌袋は、位牌袋は、葬式後の寺参りに使うもので、この中に米二升を入れて行く。(p.593) 死者を棺にあらかじめつけた印(印または錠前)の方へ前向きになるように入れる。この印は北向きに埋葬する場合の目印となる。棺の中には、つえ・生前愛用の品とかタバコなどの嗜好品・裁縫道具などを入れた。手には数珠を掛けている。それから僧侶が血脈を入れた。これは死者が仏弟子になつたことを示す重要な証拠で、お釈迦さまを始めとした死者にいたるまでの系図書である。死者の頭髪をそるのは出家得度の意味、つまり仏門に入ったことを表し、また仏門に入ったことにより戒名がつけられるのである。死者を前にしての僧侶の読経や所作は、仏門に入るときの儀式である。(p.594～595)
『相馬市史9 民俗』(2017年)	白い晒で、死者に着せる膝丈の单衣の白衣がチミチ(血道)の女性たちによって縫われるが、「はさみを使わず糸白は結ばない」という決まりがある。着物の襟合わせは左前にし、手甲・脚絆を着け、白足袋に草鞋を履かせる。首には三途の川を渡るための六文銭(硬貨六枚)を入れた頭陀袋をかける。(p.460)
『原町市史9 民俗編』(2006年)	遺体の首からは頭陀袋を下げ、その中に故人の思い出のものや、お金、五穀(麦、米、粟、大豆)を入れておく。思い出のものには故人が愛用していた煙管、櫛、眼鏡、煙草などがあった。お金は「六文銭」とも呼ばれ、三途の川を渡る渡し賃、あるいは閻魔さまに渡す袖の下だと考えられていた。また、五穀は、死後の世界で困らないようにとの配慮と考えられていた。また、その他、棺の中には空木(うつぎ)の杖や頭陀袋に入らない大きさの故人の愛用品、たとえばお酒や釣り竿なども入れ、遺体の周りを覆うように菊や蘭などの生花で埋め尽くした。空木の杖は死出の旅路で使うものと考えられるが、このような使い方をするため、たとえば山に入ったときに弁当を食べるためなどに空木を利用して箸を作つてはならないといわれ、空木の家の周りに植えたりすること自体も嫌われている。土葬の場合には、棺に入れるものはこのように無制限であったが、火葬を行うようになると、火葬炉に悪い影響がでることから、とくに金属やプラスチックなどを納めることに制限が加えられるようになってきた。そのため現在では、棺に納める六文銭や思い出の品を無制限に入れるのではなく、入れたいものの名前を書いた紙を代用品として入れることもある。六文銭としてコインを入れることも避けるべきとされ、「六文のカミッパチ」と呼ばれる、一文を表すハンコを六個紙に押しつけたものを頭陀袋に入れる事もあつた。とはいっても、実際には、お金を入る際には紙幣ではなくて十円玉や百円玉などのコインを入れることもあり、その場合、燃え残ったコインは縁起がいいと考えられていて、火葬後に親戚などがもらっていく。現代では、以上あげたもののうち、故人の愛用品以外は、葬儀社の方で用意したもののが用いることが多くなっている。入棺にテカザシタ(手伝った)人がオフカシを蒸かしても蒸けないといわれ、料理にあたる人は入棺しているところに近づいてもいけないときある。(p.356)
『鹿島町史 第六巻 民俗編』(2004年)	湯灌すると白装束を着せる。かつては身内がさらし布で死装束を作ったものであった。月山(出羽三山)に参詣を行つた人は、その時に着た朱印を捺した行衣をとつておいて、死装束として着せたりする。額には三角の布をつけ手甲・脚絆・白足袋に草鞋を履かせる。首からはさらしで作った頭陀袋(前袋などともいう)を下げ、そのなかに渡し賃とか六文銭と称して十円玉を六個と五穀を入れる。現在は数珠などとセットになったものを葬儀社で用意してくれる。(p.115) 棺の中には亡くなった人の愛用品、四十～五十センチメートルほどの長さのウツギ(空木)の杖を納めるが、伸びた梅の枝を杖に用いるところもある。最近は親類縁者が死者の脇を菊花などで飾り、頭陀袋ではなく棺に直接五穀や草鞋を別に入れることが多い。また銭も入れてやる。この銭は三途の川の渡し賃とか、あの世への旅賃などと称し、火葬後に火葬場で骨を拾うときに焼けた銭をもらいことをお守りにする。棺の蓋は六尺があらかじめ釘で打つて止め、最後の釘は家の周囲に転がっている小石を拾つてきて、身内の者がその石で釘を打ち棺を閉じる。(p.116)
『双葉町史 第5卷 民俗編』(2002年)	入棺に際して、死者の杖は、一般的にウツギの木で作るが、地方によっては、アカザを使用するところもある。その外、死者の額に三角巾をあてて、入棺の折り六文銭とか、五穀を入れた頭陀袋をさげるのが一般的である。又、死者には、金剛杖、数珠などを入れる。六文銭は死人が地獄についたとき、一枚ずつを六地蔵様に賽銭としてあげると無事に行けるということである。(p.131)
『檜葉町の民俗暮らしの足あと』(2006年)	当地は「ニッカン」といっている。子どもや近親者により出棺の前夜、死者を棺に納める入棺を夕刻日没の頃に行う。友引の日は時計を止めて行う(下小塙)。線香をたきながら、立ち会う人は皆、シキブ一枚口にくわえる。これは死者の体臭を消すためとか、息を吹きかけないためといわれている。故人が着る着物は組合の女の人が一反の晒しを物差しもハサミも使わずに手で裂き、糸尻は結ばない。返し針もしないで縫い上げ、それを「ぎよい」と呼んでいる。その他、手つ甲・脚絆・ふんどし・ズダ袋などを縫つた。「ぎよい」を左前に合わせに着せ、手つ甲・脚絆などタテ結びに結ぶ。足袋、草鞋を履かせ死装束の支度をする。ズダ袋には愛用のものを入れる。下小塙字町では米・お茶・六文銭(紙に銭の形を六個書く)・薬などを入れる。棺のことをガバコ・棺桶などと呼ぶ。以前は膝を折った姿勢で棺に入れたが、火葬が普及してからは膝を伸ばしたまま棺に入るようになった。棺の中に遺体を納めると座敷に設置された祭壇の前に安置する。入棺の後、通夜になる。近所の人が知人親類が「通夜の顔出し」をする。親類縁者は死者と同じ部屋で一晩中線香や灯明を絶やさないように、交替で寝ないで起きている。(p.278～279)
『いわき市史7 民俗』(1972年)	死装束の帷子(みす)つくりは、年寄りたちが物差を使わずに、晒をたち大勢ひっぱりあって縫う。返し針をしたり、糸尻を結んでとめない。オク参りの行衣を着せてやるところもある。田人町では善光寺参りのとき買って来た小さな帷子を入れてやる。棺は今では寝棺のところが多い。鹿島町ではタテ棺で足をまげ、手をくませ、座禅のかたちで入棺するという。古くはタテ棺で届葬が一般にみられた。死者には祖さんかぶりに手拭をかぶせ(勿来町閑田)、旅道中に軽く歩けるように、草鞋・白足袋・手サシ・脚絆をはかせ、ウツギの杖をもたせる。一杯袋(前袋)を胸にかけ、食扶持の五穀や、六文銭(六道銭)を入れてやる。五穀は炒つて入れるところもある。入棺に使用した柄杓・釜・桶は七日間使わない。布団・衣類のたぐいはその日のうちに田圃などへ持出して焼き棄てる。大切であれば、衣裳は七日目に洗い、竿に巻いて陰干にする。(p.289)

ないので、主な民俗編等の記述から、他との比較や六道錢(六文錢)の習俗を考えるうえで参考すべき部分のみを抜粋して、表3に示した。

総じて言えることは、死者の遺体を棺に納める「入棺」(福島県内では「ニッカン」と呼ぶ地域が圧倒的に広いようである)は、一連の葬送儀礼の中では死者の顔を直接見られる最後の場面である。当然ながら、遺族にとっては生前の思い出や、葬儀のあととの死者との繋がり方(関わり方)など、様々な感情が喚起される場でもある。その後も、生前と同じように死者と繋がり、折々に死者を思い出し、その安息を知ることができるように、入棺時に可能な限りのことをしたいと願うのが、死者を送る側の心の様相であろう。棺という限られた空間にそれをどのように凝縮させるかが、副葬品という形をとって現われるとも言える。

一方で、福島県内に限らず、民俗誌で記述される葬送習俗の内容は、その聞き取りの対象となる話者が、多くは土葬から火葬への過渡期に生きた人々であるために、その両方の要素が混在していることにも留意したい。六道錢(六文錢)が実際の錢貨から紙で代用されたものに変わっても継続して行われていること自体が、土葬から火葬への葬法の変化が生み出したことであり、この習俗から死生觀をどのように読み解くかについて本質的な要素を含んでいると思われる。

5 おわりに

遺跡の発掘調査成果から得られる、その遺跡の営まれた時代の風俗習慣の一端を示す情報は、それが形を変えながら今日に受け継がれるに至った経過を考える上で、それを記録した文字史料等とともに貴重である。

しかしながら、遺跡発掘調査成果が民俗学的立場からの風俗習慣の研究に生かされることは少ない。その理由として、遺跡から得られる情報は、その地理的環境、遺構、遺物と出土状況等に留まり、あくまで人の営みの痕跡という断片的な性格のものであるために、その遺跡の営まれた時代の風俗習慣を正確に復元するには、はなはだ不十分だからである。

とは言え、民俗学的研究が主な調査手段としてきた当事者からの聞き取りが不可能な過去の風俗習慣

を知るためには、かつては文字史料にその典拠を求めるしかなかった。しかし、近年では、開発に伴う遺跡の発掘調査が特に行政主体で各地で行われるようになり、そこから得られる情報が年々急速に増している。その中には、風俗習慣の過去の実態と成り立ち、地域的伝播等について、これまで民俗学で論じられてきた内容を裏付ける可能性のあるものや、逆に再考を迫る可能性のあるものもある。

本稿では、まほろん収蔵の錢貨から六道錢と見られるものの出土例に関する情報を再整理し、その上で福島県内の市町村史民俗編等の記述を踏まえて、中・近世の墓制で広く見られた六道錢が、今日まで受け継がれた六文錢の習俗にどのように繋がっていくかを検証した。

民俗調査における聞き取り調査や文字史料から知りえる情報だけでは、その習俗の起こりや広まった経緯などは分からことが多い。しかし、遺跡発掘調査における六道錢の出土状況などの情報を検証することで、少なくともこの習俗の起こりや広まった経緯を知るためのいくつかの手がかりが得られると考える。

一つには、日本国内で渡来錢が流通していた中世の段階から、錢貨を遺体とともに埋納する習俗が広範囲で行われていたが、それが今日の民俗調査で得られる六文錢の習俗とは、必ずしも一直線に結び付く訳ではないという点である。多くの出土事例では、錢貨が頭陀袋のような布製の袋に入れられていた形跡や、煙管等の他の副葬品など今日の習俗に繋がる要素もある。しかし、埋納される錢貨は6枚とは限らず、また人骨や他の副葬品が出土しても錢貨が出土しない例も多い。そうしたことを見ると、この習俗の成立と広まった経緯は一様に論じられないである。中世末期から近世初頭にかけての社会経済的な変動のなかで、人々の死生觀・他界觀も大きく変化していき、一方で全国的な流通の発達、貨幣経済の地方農村への浸透の過程で、墓に錢貨を埋納する習俗も理解されるべきであろう。

もう一つには、6枚1セットという六道錢の形が確立するまでは、むしろ枚数を特定せずに埋納するケースが多かった可能性がある。これは早稻田古墳群をはじめ県内の多くの出土例からも言えることである。六道輪廻や六地蔵など、仏教の影響による死

生観・他界観が一般民衆に浸透していく過程で、恐らく近世初期以降には6枚1セットの形へ収斂していったのであろう。こうした死生観・他界観がどのように語られていたかは、発掘調査からは知る由もないが、その痕跡は民俗調査による聞き取り内容にも受け継がれており、民俗資料から当時の死生観・他界観を想定して考えることは可能である。

また、近年の六道銭をめぐる研究でも指摘されるように、6枚1セットで出土する銭貨を単純に六道銭とみなすのではなく、出土状況等からその埋納の意味や目的を、出来るだけ正確に読み取ろうとする視点が不可欠である。特に棺の外に置かれていたり、墓坑外に撒かれた形跡のある銭貨は、今日の民俗事例と照らしても、結界や魔除け等の意味合いがあつた可能性がある。そこからは「三途の川の渡し賃」などとは異質な、貨幣そのものの呪力への信仰を読み取ることもできよう。

さらに言えば、江戸時代の通貨である寛永通宝が六道銭(六文銭)の意匠として現代でも用いられるに、「あの世への路銀」として死者に持たせる象徴的な意味を見出し得るのではないかと、筆者は考えている。すなわち、六道銭(六文銭)は此岸と彼岸を明確に分かつものでありながら、その橋渡しも担うという両義的な性格を帯びているのである。現実世界における経済的価値とは異質な「あの世のお金」としての意味にも注目したい。

本稿では、福島県内の遺跡で出土した六道銭と見られる銭貨でも、まほろんに収蔵されるものに限って、報告書等から確認し得る情報を部分的に整理したに過ぎず、そのすべてを網羅的に再調査、再整理はできていない。したがって、個々の事例についての見落としや検証不足があることは否めないが、これは今後の課題としたい。

【註】

註1 本稿で対象とした習俗は、今日一般に「六文銭」と称される。しかし、考古学ではもっぱら「六道銭」の語が用いられること、習俗としての成り立ちに六道思想が深く関わっており、当初はそう呼ばれていたこと等から、基本的には「六道銭」の表記に準じた。ただし、民俗学的な記述からの引用や、今日も各地に残る習俗として述べる際(特に死者に持たせる文銭6枚を指す場合)には、「六道銭(六文銭)」もしくは単に「六文銭」と表記した。

註2 墓地埋葬法(墓地、埋葬等に関する法律)に禁止事項として明記されていないが、硬貨を焼くことが貨幣損傷等取締法に抵

触する恐れがあることや、金属が火葬炉を傷める恐れがあることなどから、実物の硬貨を入れるのを禁止する火葬場が多い。

註3 例えば、藤澤典彦は「日本での墓への銭貨埋納は奈良時代の和同開珎からみられ、埋納枚数5枚またはその倍数で墓壙の周囲(四隅)と中央に、あるいはそれを象徴する形で中央に配置されることが多く、墓壙結界的性格が強い。その銭貨は同時に土地の神(土公神)への土地購入代金であり、対応する遺品として買地券がある」と述べる(藤澤2005)。

註4 報告書の考察では、「墓坑群はその数と集中度、また貧弱な副葬品などから見て、中世から近世にかけての共同墓地と考えられる」としている(大河1982)。

註5 『日本民俗地図』は分野ごとに刊行され、項目別民俗地図とともに解説書が付されている。「葬制・墓制」(7)は1980年刊行。

【引用参考文献】

(論文等)

大河峯夫 1982『第4節 文献から見た中・近世の早稻田古墳群周辺』『母畠地区遺跡発掘調査報告Ⅸ』福島県教育委員会

相原秀郎 1986『福島県内出土の古銭(一) いわゆる「出土銭」を中心として』『福島考古』27

栄原永遠男 1992『奈良時代流通経済史の研究』塙書房

栄原永遠男 1993『日本古代銭貨流通史の研究』塙書房

櫻木晋一 1993『六道銭』『国史大辞典』14 吉川弘文館

藤澤典彦 1994『六道銭の成立』『出土銭貨』二

鈴木公雄 1999『出土銭貨の研究』東京大学出版会

鈴木公雄 2002『銭の考古学』吉川弘文館

藤澤典彦 2002『墓中埋納銭貨の変容—六道銭の成立をめぐって—』『季刊考古学』第78号

江戸遺跡研究会編 2004『墓と埋葬と江戸時代』吉川弘文館

藤澤典彦 2005『六文銭』新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典死と葬送』吉川弘文館

谷川章雄 2009『江戸の墓に納めるものーとくに六道銭を中心にしてー』『日本葬送文化学会会誌』第11号

谷川章雄・櫻木晋一・小林義孝編 2009『六道銭の考古学』高志書院

小林義孝 2009『葬墓制と銭貨』『六道銭の考古学』高志書院

北澤 滋 2009『六枚埋納(六道銭)の成立』『六道銭の考古学』高志書院

栄原永遠男 2011『日本古代銭貨研究』清文堂出版

(県史・市町村史等)

福島県編 1967『福島県史 24 民俗2』福島県

いわき市史編さん委員会編 1972『いわき市史7 民俗』いわき市桑折町史編纂委員会 1991『桑折町史3 各論編 民俗・旧町村沿革』桑折町史出版委員会

二本松市編 1986『二本松市史8 民俗(各論編1)』二本松市

只見町史編さん委員会編 1993『只見町史3 民俗編』只見町

双葉町史編さん委員会編 2002『双葉町史5 民俗編』双葉町

鹿島町史編纂委員会編 2004『鹿島町史6 民俗編』鹿島町

南相馬市教育委員会編 2006『原町市史9 民俗編』南相馬市

檜葉町教育委員会編 2006『檜葉町の民俗』檜葉町教育委員会

表郷村史編さん委員会編 2008『表郷村史3 民俗編』白河市

相馬市史編さん委員会編 2017『相馬市史9 民俗』相馬市

(報告書等:福島県教育委員会発行)

福島県文化センター編 1982『母畠地区遺跡発掘調査報告Ⅸ』

福島県文化センター編 1993『東北横断自動車道遺跡調査報告23』

福島県文化センター編 1994『東北横断自動車道遺跡調査報告27』

福島県文化センター編 1995『常磐自動車道遺跡調査報告4』

福島県文化センター編 1996『常磐自動車道遺跡調査報告8』

福島県文化センター編 1998『常磐自動車道遺跡調査報告18』

福島県文化センター編 2000『常磐自動車道遺跡調査報告20』

福島県文化センター編 2001『常磐自動車道遺跡調査報告25』

福島県文化振興事業団編 2003『常磐自動車道遺跡調査報告34』

福島県文化振興事業団編 2007『常磐自動車道遺跡調査報告47』

福島県文化振興事業団編 2007『常磐自動車道遺跡調査報告49』